
第5章 実現へ向けて

1. 関係法令等の横断的な活用

◇良好な景観形成を図るためには、関係する法律に基づく各種制度を一体的・横断的に活用し、継続的な取り組みにより総合的な施策の展開に努める必要があります。特に、自然景観に対してその良否を大きく左右する土地利用との連携については、より景観を重視し、基本となる土地利用の推進を図ることが重要です。

(1) 景観重要公共施設の指定に向けた整備

◇景観計画区域内の道路法による道路、都市公園法による都市公園、河川法による河川など、良好な景観の形成に重要となる公共施設については、その整備に際して、公共施設の管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定し、景観形成の方針に沿った良好な景観形成を誘導し、景観特性に配慮することが必要です。

(2) 緑化促進と歴史的・文化的景観資源の保存・活用

◇本市には、市街地や田園地域においても寺社林や屋敷林が点在しており、良好な景観を形成する上で、重要な役割を担っています。これらの緑に対して、都市計画マスタープランや緑の基本計画との連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要樹木の指定、都市公園等の施設や民有地などの緑化促進を検討していきます。

◇旧百三十銀行行橋支店（行橋赤レンガ館）の建物は、子どもから高齢者まで生涯学習を通じた交流の場となるリブリオ行橋（図書館等複合施設・令和2年度供用開始）と一体となった活用が始まります。このように、重要な歴史的・文化的景観資源については、文化財保護法に基づいた保存・活用を検討します。

(3) 地区計画制度の活用

◇本市の景観を創出する中で、歴史的・文化的景観に目を向ける一方で、市民の身近な生活に根ざした景観形成を進めることも重要です。景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能なため、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して良好な景観の誘導を図ることを検討します。

(4) 屋外広告物の表示等に関する事項

◇本計画では、屋外広告物の表示等に関して基本方針を記載しており、その表示及び掲出物件の設置に関する必要な制限については、「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制に沿って良好な景観形成への誘導を行っています。今後は、「福岡県屋外広告物条例」との整合を図りつつ、本市の屋外広告物の表示等に関する条例の検討など、良好な景観の形成に向けたきめ細かな取り組みを推進していきます。

2. 協働による景観づくり

(1) 市民、NPO、事業者、行政の協働による景観づくり

- ◇これまで主に公共事業として行われていた景観の整備は、景観法に基づく市民や事業者が行う個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行してきました。また、施策の展開が市民の身近なレベルで行われるようになるため、市民、NPO、事業者の行政への参画の機会も拡大しています。これに伴い、これまでの一括による整備プログラムの推進から、多くの主体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法が中心となり、行政との協働による景観形成への取り組みが重要となります。
- ◇このことから、協働による景観づくりを推進するにあたり、市民、NPOの活動をこれまで以上に発展させ、景観形成の主体として取り組むことが可能となるよう組織の育成を支援します。
- ◇市民においては、身近な地域の公園や緑地、生活道路、景観資源周辺の落葉清掃をはじめとした美化・清掃活動や樹木の維持・管理・育成、花づくり運動など、市民が主体となった協働による景観づくりに積極的に取り組むことが重要です。
- ◇民有地においても、「美しい行橋のまちなみはあなたの庭からはじまります」等の考え方に基づき、市民一人ひとりが土地の有効利用や緑化、庭木の維持・管理に積極的に取り組み、生垣や植栽などが施された良好な沿道景観を形成することが重要です。
- ◇事業者においても、市民の一員として本市の景観に関心を持ち、駐車場や事業所の修景、周辺と調和した屋外広告物の掲示等、良好な景観づくりの取り組みに協働の精神をもって積極的に参加・協力・貢献する必要があります。

(2) 景観整備機構の指定

- ◇地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として公的に位置づけ指定することにより、市民やNPOの主体的な取り組みを支援することができます。また、景観整備機構は所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本市において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

(3) 助成、表彰・認定制度の活用

- ◇良好な景観づくりのために必要な行為を行ったと認めるものに対する経費の一部助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定、市民の発意による優れた景観づくりの活動などに対する表彰など、引き続きこれらの制度を活用し、市民の景観づくりに対する意識の向上を図ります。

3. 景観上重要な建造物及び樹木の検討

◇今後の本市の景観重要建造物や景観重要樹木の指定に向けて、対象になると考えられる建造物や樹木を整理し、所有者や地域住民、景観審議会等への意見聴取を行います。その上で、理解が得られた場合には、景観重要建造物や景観重要樹木としての指定を行います。なお、概ね5年以内を目途に、指定の対象とすべき建造物や樹木を整理し、指定に向けた取り組みを行います。

4. 景観形成重点地区の検討

◇今後の本市の景観形成を進めるにあたっては、景観形成に重要な役割を担う、先導的かつ積極的に景観形成を進める必要のある地区を景観形成重点地区として選定し、地区の特性を活かした景観形成への方策を検討します。なお、景観形成重点地区の検討については、今後、地区住民とのきめ細かな合意形成を重ね、5年以内を目途に設定を目指します。

5. 良好な景観づくりへ向けた体制づくり

◇良好な景観形成の成果をあげるため、景観づくりの主体となる市民や事業者への啓発・支援に向けた体制づくりが重要です。

◇また、自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や集落環境の整備、産業や観光の活性化、交流の活発化などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等の基準判定や説明能力を高める必要があります。

◇このためには、本市の景観づくりの体制を強化・確立し、広報、キャンペーン、シンポジウム、フォーラムなどを可能な限り多く開催し、市民及び事業者の景観づくりに対する理解を深めます。

◇良好な景観づくりは、直ちに取組みが可能なものから実施するまでには多くの検討期間を要するものまで多岐にわたります。また、計画の実現に向かっては、これらの取組むべき施策を一步一步着実に実行することが重要です。こうした考えから、概ね短・中・長期を見据え、実現に向けて以下のような段階的なスケジュールに沿った取組みを展開していきます。

■計画の推進スケジュール

施策等		短期 概ね5年	中期 ~10年	長期 ~20年
景観に関する市民意識の醸成	シンポジウム・講演・イベントの開催	継続的な開催		
	美化・清掃活動や花づくり運動の展開	組織の育成	活動の展開	
良好な景観形成活動の促進	景観に関わるルールづくり	景観条例の適切な運用及び地区計画や景観協定等の検討・締結・運用		
	景観整備機構の指定	検討	景観整備機構の指定・活動	
先導的な景観づくりの推進	景観重要公共施設の指定	検討	景観重要公共施設の指定・運用	
	景観重要建造物・景観重要樹木の指定	検討・指定	景観重要建造物・樹木の運用	
	景観形成重点地区の指定	検討・指定	景観形成重点地区の景観づくり	

◇本計画を効果的・効率的に推進するため、下図に示すような継続的で適切な時期にフィードバックを実施できる「PDCAサイクル」による進捗管理を行います。「PDCAサイクル」では、良好な景観づくりの施策について進捗状況を定期的（概ね5年程度）に評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■PDCAサイクルイメージ

